

【見舞金】

	給付事由	給付金額	必要書類
傷病休業見舞金	休業 14日以上 30日未満	5,000円	①本人死亡・後遺障害保険金請求書または保険金請求書兼証明書〈一括用〉 ②傷病及び休業期間が確認できるもの (医師の診断書または健康保険等の傷病手当金請求書等の写し)
	休業 30日以上 60日未満	10,000円	
	休業 60日以上 90日未満	15,000円	
	休業 90日以上120日未満	20,000円	
	休業 120日以上	25,000円	
	※会員本人が傷病により、連続して休業した場合に支給します。		
障害見舞金	不慮の事故による後遺障害 (1級～14級)	6,000円 ～ 150,000円	病気、交通事故等により受けた障害が治癒した後も残存する障害の状態、今後回復する見込みのないものと医師が判断したとき、障害・被害状況に応じて給付されます。 ※発生した場合、まずは当センターにご連絡ください。事由に応じた書類一式を郵送いたしますので、それに沿ってご記入ご提出ください。
	交通事故による後遺障害 (1級～14級)	10,000円 ～ 250,000円	
	不慮の事故・交通事故以外の 重度障害	50,000円 ～ 100,000円	
	※身体障害等級別支払割合表により金額が変動します。		
住宅災害見舞金	火災等 (落雷・爆発・車両の衝突等)	最大で 100,000円	①住宅災害等保険金請求書 または保険金請求書兼証明書〈一括用〉 ②関係官署の「り災証明書」 (その他、写真、新聞など全労済が確認できるもの。) ③修理業者による見積書 ④死亡の場合、死亡が確認できるもの
	自然災害等 (台風・降雪・降雹・地震等)	最大で 30,000円	
	同居親族の死亡	10,000円	